

平成28年3月18日

各位

会 社 名 株式会社エンバイオ・ホールディングス 代表者名 代表取締役社長 西村実 (コード番号:6092) 問合せ先取 締 役 中村賀一 (TEL.03-5297-7155)

#### 原位置熱脱着技術の実施権取得契約締結に関するお知らせ

当社は、平成28年3月18日開催の取締役会において、日本シーガテック株式会社(本社:東京都港区、社長:ブラーツ(湊)初枝)(以下SGT社)との間で、SGT社がTerraTherm, Inc. (本社:Gardner, MA01440, USA、社長:John M. Bierschenk)(以下TT社)より日本国内での専有実施権の許諾を受けている原位置熱脱着技術(In Situ Thermal Desorption)(以下ISTD)に関するサブサブライセンス契約を締結することを決議し、平成28年3月18日に締結いたしましたことをお知らせいたします。当契約は、ISTDの日本国内における通常実施権の取得に関する契約です。

### 1. ISTD の実施権取得の目的

当社は、化学酸化やバイオレメディエーション(微生物分解)を中核技術とした低価格、短工期、低環境負荷を特徴とする原位置浄化を競争力として、土壌汚染対策事業を展開しております。しかしながら、汚染物質の種類 (PCB やダイオキシン類など) や濃度 (高濃度汚染源など)、地質 (粘性地盤など) によってはこれらの技術が向かないため、高額な掘削除去を適用せざるを得ません。高額な浄化費用が原因で土壌浄化を見合わせている土壌汚染地が相当数あるものと推定されます。

ISTD の実施権取得は、1) 化学酸化や微生物分解の弱点を補う原位置浄化技術を当社のメニューに加えることで原位置浄化技術の競争優位を強化すること、2) 掘削除去に替わる経済的な浄化技術がないために塩漬けになっている土壌汚染案件に対して、経済性の高い新たな原位置浄化技術でアプローチして受注につなげること、を目的としています。

#### 2. ISTD の概要

# (1) 技術の概要

電熱ヒーターで地中の温度を汚染物質の沸点以上に上昇させることにより、汚染物質を気化させ、気化した汚染物質を加熱空気とともに吸引して地上に設置した処理設備で無害化処理をする原位置浄化技術です。通常は揮発性有機物質が気化する90℃程度まで加熱します。最高500~700℃まで土壌を昇温することができるため、PCB やダイオキシン類を地中で熱分解することも可能です。

### (2) 技術の背景

ISTD は、シェル石油(Shell Exploration and Production)が開発しました。シェル石油は、土壌浄化事業から撤退した際に米国内での知的所有権をテキサス大学に寄付しました。2000年に設立された TT 社

は、ISTD の専有実施権を米国内はテキサス大学より、米国以外の全世界はシェル石油より直接取得 (LICENSE AGREEMENT) して商業化するとともに、独自の技術開発を加えて知的所有権の範囲を広げてきました。2004年に揮発性有機塩素化合物を対象とした最初の原位置浄化工事を成功させて以来、徐々に認知度 が上がり 2014年には米国を中心に30百万米ドルを売り上げています。

日本では、2002年より SGT 社が TT 社より ISTD の専有実施権を付与(SUB LICENSE AGREEMENT) されています。

### (3) 期待される効果

ISTDは、化学酸化や微生物分解、土壌ガス吸引などの既存の原位置浄化が不向きな現場においても適用でき、かつ掘削除去と比較すると価格競争力を有しています。既存の浄化技術では技術的に、或いは経済的に浄化ができないために、滞っている土壌浄化案件を発掘することが期待できます。

## 3. 契約内容

ISTD を使用するために、日本国内における ISTD の専有実施権を TT 社より付与されている SGT 社を介して、通常実施権の許諾及び技術指導に関する契約 (SUB-SUB LICENSE AGREEMENT) を締結いたします。

# 4. 当期の業績に与える影響

当該契約締結による当期業績への影響はありません。

### 5. その他

日本国内では ISTD の使用実績がないため、1年程度の期間で技術導入と土壌汚染現場における現場実証試験を実施して、技術の有効性及び経済性に関するデータを取得したうえで、実際の案件に対する技術提案を行ってまいります。

以上